

天塩町特別養護老人ホーム入所指針

(目的)

第1条 この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所申込みの増加に対応し、入所の必要性及び緊急性の高い者を優先的に入所させるため、施設の入所に関する手続き及び基準を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

(入所の対象者)

第2条 入所の対象者は、要介護3から5と認定された者及び要介護1又は2と認定された者で居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

2 特例入所の要件に該当することの評価に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮するものとする。

(1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

(4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 要介護1又は2と認定された者が特例入所の要件に該当すると認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所検討が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である天塩町との間で情報の共有等を行うものとする。

(1) 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。

(2) この場合において、施設は、天塩町に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所の要件に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。

(3) (2)を求めた場合において、天塩町は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる

ものとする。

- (4) 第4条の入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて天塩町に意見を求めることが出来るものとする。

(入所申込みの方法及び申込みの受理)

第3条 施設への入所申込みは、本人又は家族から、指定介護老人福祉施設等入所申込書(様式1)により、認定調査票、被保険者証、障害の程度が分かる手帳等を添付して、直接施設に行うものとする。

2 入所申込書の記載内容に変更が生じた場合、入所申込者は、速やかに、施設に届けるものとする。変更の届は、当初の申込み手続きに準ずるものとする。

3 申込書及び変更の届を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合には、その内容を記録するものとする。

(入所検討委員会)

第4条 施設は、入所の決定に係る事務を処理するため、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

2 委員会は5人以上とし、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員等の施設職員で構成するものとする。また、施設職員以外の第三者を加えることが望ましいものとする。

3 委員会は、必要に応じ、施設長が招集するものとする。

4 委員会は、入所選考者名簿(以下「名簿」という。)を調製するとともに、これに基づいて、入所の決定を行うものとする。

5 委員会は、審議内容(第2条第3項第3号及び第4号の天塩町の意見を含む)の記録を作成し、2年間保管するものとする。また、北海道又は天塩町から求めがあった場合は、記録を提出しなければならない。

6 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入所選考者名簿)

第5条 名簿は、次に掲げる評価要素に基づく評価(1次評価)と勘案事項を、委員会において総合的に評価(総合評価)し、その入所必要性のランク(AからEの5段階。以下「ランク」という。)の上位の者から登載するものとする。

(1) 評価要素

ア 要介護度

イ 精神症状・行動障害の状況(19項目)

ウ 介護者等の状況(6項目)

エ 生活・経済等の状況（5項目）

(2) 勘案事項

ア 介護者の重大な疾病、介護者による虐待等による介護体制の著しい変化の状況

イ 性別（部屋単位の男女別構成）の状況

ウ ベッドの特性（認知症専門床等）の状況

エ その他特に勘案すべき事項

2 第1項に定める評価は、指定介護老人福祉施設等入所必要性評価基準（別紙1）により行うものとする。

3 施設は、入所申込者から辞退の申し出があった場合又は施設からの入所の働きかけに対して自己都合（入院等やむを得ない事由を除く。）により入所を辞退した場合は、名簿から削除できるものとする。

4 施設は、入所申込者に対し、委員会において決定したランクを通知するものとする。

（特別な事由による入所者の決定）

第6条 次に掲げる場合で、かつ、委員会を開催することが困難な場合において、施設長は、名簿によらず入所を決定することができる。

(1) 緊急性

ア 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急の保護を要する場合

イ 災害等の場合

ウ 在宅復帰又は長期入院した者について、再入所が必要と認められる場合

エ その他特段の緊急性が認められる場合

(2) 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合

2 第1項により入所を決定した場合は、施設長は、次回の委員会にその内容を報告し、承認を求めるものとする。

（適正運用）

第7条 施設は、この指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。

2 施設は、指針を公表することとし、入所申込者及び家族等に対し、入所優先順位の決定方法等、その内容について、十分に説明を行わなければならない。

3 天塩町は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。